



令和5年2月16日

袋井市長 大場 規之 様

袋井市国民健康保険運営協議会
会長 寺田 整



答 申 書

令和5年1月26日付け袋保国第124号袋井市国民健康保険事業の運営に係る諮問書について、袋井市国民健康保険運営協議会規則（平成17年袋井市規則第87号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり答申します。

1 令和5年度袋井市国民健康保険事業の運営方針について

袋井市の国民健康保険は、団塊世代の後期高齢者医療制度移行や被用者保険の適用拡大に伴う被保険者数の減少による国民健康保険税（以下「税」という。）の減収、被保険者数に占める高齢者割合の増加や医療高度化による一人当たり医療費の上昇、静岡県内の保険料水準の統一、被保険者の健康維持など多くの課題があります。

令和5年度の運営方針については、パンフレット配布等による税率等改正の周知、納税方法の多様化や資格適用の適正化による税収入の確保、袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく事業実施による被保険者の健康増進のほか、新たな取組として、生活習慣などのリスク因子解明に役立てる「ふくけん」の実施など、課題解決に向けた具体的な対策が盛り込まれており、妥当であると考えます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦であり、市民の生命と健康を支える重要な制度であることから、安定的な財政運営や効率的な事業運営がより一層求められます。

よって、国民健康保険事業の運営にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 昨年度改正した令和6年度までの税率等については、引き続き丁寧な説明を心がけてください。
- (2) 今後予定されている静岡県内の保険料水準の統一に向けた税率等の改正にあたっては、被保険者数や医療費の変動等の状況を慎重に分析するとともに、国民健康保険事業基金の有効活用に努めてください。
- (3) 保健事業の推進にあたっては、特定健康診査受診率の向上や健康状況の分析により、被保険者の健康保持増進に努めてください。また、データヘルス計画の策定にあたっては、これまで取り組んできた保健事業の結果を踏まえ、実効性の高い計画となるよう努めてください。
- (4) 啓発・広報事業の推進にあたっては、国民健康保険制度のわかりやすい周知とともに、被保険者が必要なときに必要な給付や減免等が受けられるようきめ細やかな啓発や広報に努めてください。